

修 正 案

議案第214号 奈良市政治倫理審査会条例の制定についての修正案を別紙
のとおり会議規則第94条の規定により提出します。

平成25年2月18日

総務委員長 松 村 和 夫 様

提出者

総務委員 伊 藤 剛

同 天 野 秀 治

(別紙)

議案第214号 奈良市政治倫理審査会条例の制定についての修正案

奈良市政治倫理審査会条例の制定についての一部を次のように修正する。

第2条の見出しを「(所掌事務)」に改め、同条第1項中「第12条第1項及び第13条第2項」を「第14条第2項」に改め、「及び審査」を削り、「意見書」を「報告書」に改め、同条第2項中「その他」を「前項に掲げるもののほか」に改める。

第3条第2項から第4項までを次のように改める。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民(法第18条に規定する選挙権を有する者に限る。)から公募その他適当な方法により選任した者

3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、後任の委員が委嘱されるまで在任する。

第3条に次の1項を加える。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第6条及び第7条を削る。

第8条の見出し中「意見書」を「調査報告書」に改め、同条第1項中「第12条第1項及び第13条第2項」を「第14条第2項」に改め、「又は審査」を削り、「意見書」を「調査報告書」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「意見書」を「特に必要と認める場合、調査報告書」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第6条とする。

第9条から第12条までを削り、第13条を第9条とし、同条の前に次の2条を加える。

(調査権限)

第7条 審査会は、前条第1項に規定する調査のため必要があると認めるとき

は、当該調査の対象となっている市長、副市長及び教育長（以下「調査対象者」という。）に対し、資産に関する資料その他必要な資料の提出を求めることができる。

2 審査会は、調査のため必要と認めるときは、市長、調査対象者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。この場合において、市長又は調査対象者は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

3 審査会は、前2項の規定による求めに応じない者があるときは、その旨を市長に報告するものとする。

（意見の陳述）

第8条 審査会は、調査対象者又は市長等条例第14条第1項の規定に基づく調査の請求をした者（以下「調査請求者」という。）から申立てがあったときは、当該調査対象者又は調査請求者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前条第2項後段の規定は、前項本文の場合について準用する。この場合において、「市長又は調査対象者」とあるのは、「調査対象者又は調査請求者」と読み替えるものとする。

本則に次の1条を加える。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。